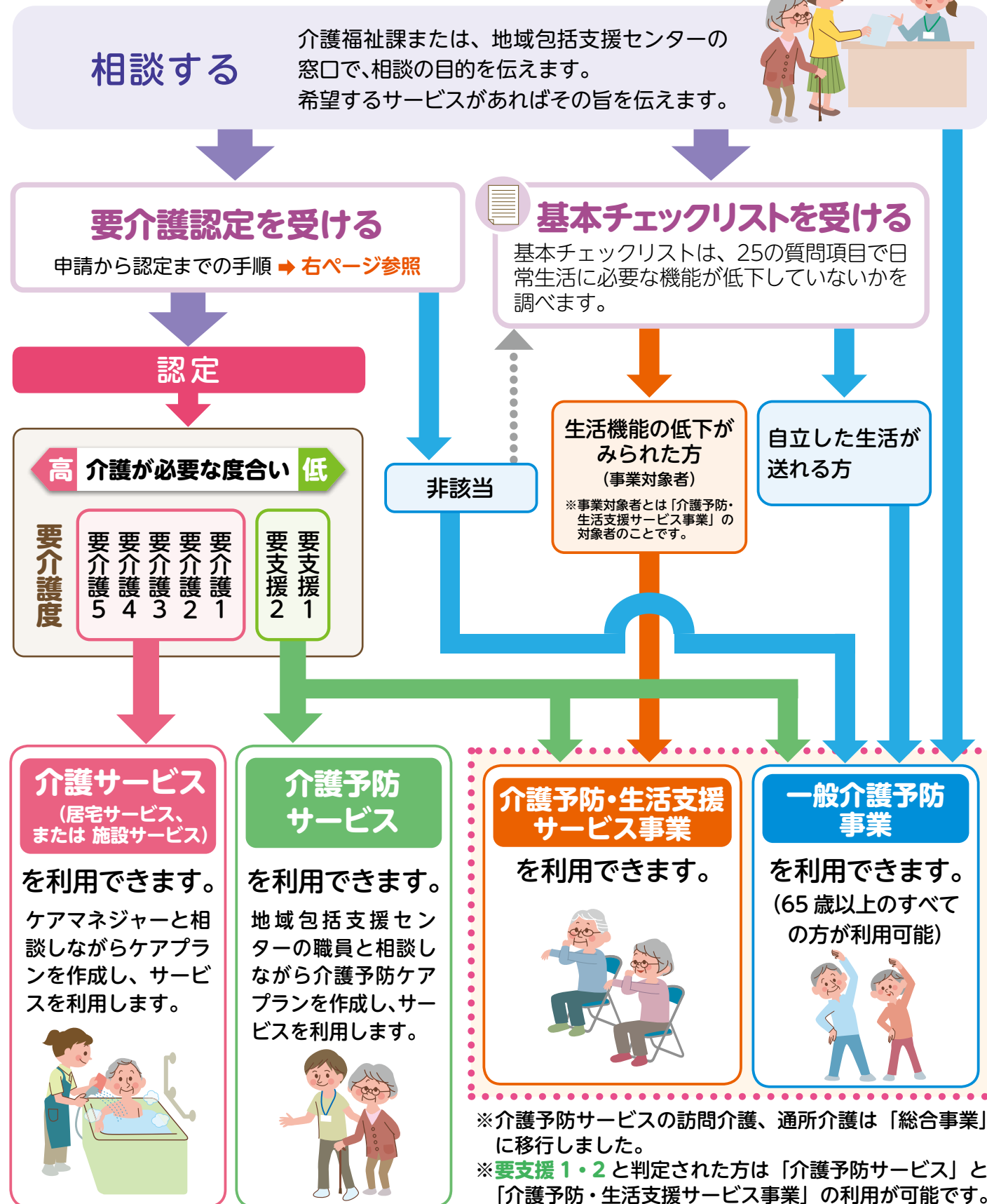


介護サービス 利用の流れ

生活する上でなにか困ることが出てきたら、介護保険サービスの利用を検討しましょう。
必要な支援の度合いによって、利用できるサービスは異なります。



要介護認定の手順

介護保険サービスを利用するときは「要介護認定」を受ける必要があります。
※要介護認定は、介護予防・生活支援サービス事業対象者となったあとでも申請できます。

要介護認定の申請

申請の窓口は市区町村の介護保険担当課です。
申請は、本人のほか家族でもできます。
次のところでも申請の依頼ができます。(更新申請も含まれます)

- ・地域包括支援センター
- ・居宅介護支援事業者
- ・介護保険施設

申請に必要なもの

- ☒ 申請書
市区町村の窓口においてあります。(ホームページでダウンロード可)
- ☒ 介護保険の保険証
- ☒ 健康保険の保険証

要介護認定 (調査～判定)

申請をすると、訪問調査(自治体の担当者などが自宅などを訪問して心身の状態を聞き取る)が行われます。その後、主治医の意見書なども参考に公平な審査・判定が行われます。



このような場合は地域包括支援センターに連絡を

- ・すぐに介護(予防)サービスを使いたい
- ・入院(入所)中だが、退院(退所)日が早まった

認定 (申請からおおむね 30 日)

介護や支援が必要な度合いによって「要介護度」(要介護1～5、または要支援1・2)が決まり、認定結果通知と介護保険の保険証が届きます。要介護度によって利用できるサービスなどが異なります。

非該当

介護や支援が必要ないと判定された場合には、非該当となります。

介護予防・日常生活支援総合事業 (総合事業)

総合事業は、高齢者の介護予防と自立した日常生活の支援を目的とした事業で、

介護予防・生活支援サービス事業 と **一般介護予防事業** の二つからなります。
地域のニーズや実情に応じた多様なサービスが提供されることが期待されています。

介護予防・生活支援サービス事業

- 対象者** ①要支援1・2の方
②基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方
- サービス内容** ●訪問型サービス ●通所型サービス
●生活支援サービス

自己負担(1割のめやす) (1カ月の自己負担額)

要介護度	訪問型サービス			通所型サービス
	週1回	週2回	週3回	
要支援1	1,258円	2,513円	3,987円	1,747円
要支援2				3,582円

一般介護予防事業

- 対象者** 65歳以上のすべての方
- サービス内容** 介護予防に関する講演や運動教室、訪問指導など